

●香川県告示第51号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月27日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市土器町東八丁目537番地1

四国化成工業株式会社 代表取締役社長 濱崎 誠

(2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市港町147番地1

四国化成工業株式会社 丸亀工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	100m ³ /日（循環水量）	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	令和6年3月29日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続9時間（8:15～17:15）	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	12	12
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	2,000	2,000
	化学的酸素要求量（mg/L）	2,000	2,000
	浮遊物質濃度（mg/L）	1以下	1以下
	窒素含有量（mg/L）	1以下	1以下
	りん含有量（mg/L）	1以下	1以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	—	—
排出される汚水等の量（m ³ /日）		0	0.24

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	不溶性硫黄排水処理施設	
能	力	120m ³ /日	
汚水等の処理方式		中和処理	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用	
処理前	項目	処理前	処理後

及び処		通 常	最 大	通 常	最 大
理後の	水素イオン濃度	5.0~6.5	3.0~9.0	6.5~7.5	6.5~7.5
汚水等	生物化学的酸素要求量	1	17	1	17
の汚染	(mg/L)				
状態	化学的酸素要求量	37	130	37	130
	(mg/L)				
	浮遊物質 (mg/L)	2以下	10	2以下	10
	窒素含有量 (mg/L)	2	3	2	3
	りん含有量 (mg/L)	1	2	1	2
	ノルマルヘキサン抽出	1以下	1以下	1以下	1以下
	物質含有量 (mg/L)				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	—	—
	排出される汚水等の量(m ³ /日)	32.5	85.6→85.8	32.5	85.6→85.8

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年2月27日から同年3月19日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

丸亀市市民生活部生活環境課